

4-1-01 法務省人事評価実施規則

平成21年9月2日法務省人服訓第2112号
法務大臣一本省局部課長・所管各庁の
長宛て

| | | | | |
|----|-------|-----|----|--------|
| 改正 | 平成22. | 4. | 1 | 人服訓857 |
| | 平成23. | 3. | 29 | 人服訓732 |
| | 平成24. | 3. | 26 | 人服訓 1 |
| | 平成25. | 5. | 16 | 人服訓 1 |
| | 平成26. | 3. | 24 | 人服訓 1 |
| | 平成26. | 5. | 30 | 人服訓 2 |
| | 平成26. | 7. | 31 | 人服訓 3 |
| | 平成26. | 9. | 30 | 人服訓 5 |
| | 平成27. | 4. | 10 | 人服訓 1 |
| | 平成28. | 4. | 1 | 人服訓 4 |
| | 平成29. | 3. | 28 | 人服訓 2 |
| | 平成29. | 9. | 28 | 人服訓 3 |
| | 平成30. | 3. | 29 | 人服訓 1 |
| | 平成30. | 8. | 28 | 人服訓 2 |
| | 平成31. | 3. | 29 | 人服訓 3 |
| | 令和 2. | 3. | 31 | 人服訓 1 |
| | 令和 2. | 7. | 8 | 人服訓 2 |
| | 令和 2. | 12. | 25 | 人企訓 4 |
| | 令和 3. | 3. | 29 | 人服訓 1 |
| | 令和 3. | 9. | 17 | 人服訓 2 |
| | 令和 4. | 3. | 25 | 人服訓 1 |
| | 令和 4. | 8. | 25 | 人服訓 3 |
| | 令和 5. | 3. | 29 | 人服訓 4 |
| | 令和 6. | 3. | 28 | 人服訓 15 |
| | 令和 7. | 4. | 1 | 人服訓 12 |

(総則)

第1条 法務省に所属する職員の人事評価は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第2条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

(1) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第2項の規定の適用を受ける非常勤職員のうち、勤勉手当に相当する給与を支給される者を除く。）

(2) 実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員
（評価者、調整者及び実施権者等）

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表1のとおりとする。ただし、同表により難しい場合には、実施権者は、他の職員を評価者又は調整者に指定することができる。

2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、部内の職員に対して周知するものとする。

（人事評価記録書及び評語の基準）

第4条 人事評価は、別紙1「人事評価記録書」（以下「記録書」という。）を用いて実施するものとする。

2 人事評価の評語は、別紙2「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

（定期評価の実施）

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を単位として実施する。

2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

(1) 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

(2) 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで

3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別紙3「人事評価実施要領」に従い実施する。

（自己申告）

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

（評価、調整及び確認）

第7条 評価者は、個別評語及び全体評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整（別表1において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、確認を行うものとする。

4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等

を行うことができる。ただし、第1項に規定する評価及び第2項に規定する調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第8条 評価者は、次の各号に掲げる被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

- (1) 評価結果の開示を希望しない者
- (2) 階級を有する職員のうち、副看守長又は警備士補以下の職員

2 前項各号に規定する被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあつては「C」、2段階評価の職員にあつては「乙」である場合には、当該全体評語を開示しなければならない。

(面談)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

- 2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。なお、期首面談は、期末面談に合わせて行うことができる。また、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。
- 3 評価者は、期首面談又は期末面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。
- 4 評価者は、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期首面談又は期末面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別紙3「人事評価実施要領」で定める。

(定期評価についての異なる取扱い)

第10条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条、第7条第1項（個別評語に係る部分に限る。）及び前条の規定を適用しない。

- (1) 別表2に掲げる職員
- (2) 留学中の職員
- (3) その他別に定める長期の研修を受けている職員

(特別評価の実施)

第11条 特別評価は、条件付任用期間（条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下

同じ。)中の職員に対して、能力評価により実施する。

2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。

3 特別評価は、次条及び別紙3「人事評価実施要領」に従い実施する。

(特別評価の手続)

第12条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。

(1) 条件付採用期間中の職員 第7条(個別評語に係る部分を除く。)

(2) 条件付昇任期間中の職員 第7条(個別評語に係る部分を除く。)及び第8条

(人事評価記録書の提出及び保管)

第13条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書を、別に定める日までに任命権者に提出するものとする。

2 記録書は、次の各号に掲げる記録書の区分に応じ、当該各号に定める者が、実施権者の確認の日の翌日から5年間保管するものとする。

(1) 大臣任命権に属する職員の記録書 大臣官房人事課長

(2) 前号以外の記録書 任命権者

(職員の異動又は併任への対応)

第14条 職員の異動又は併任については、別紙3「人事評価実施要領」に従い、対応するものとする。

(苦情への対応)

第15条 職員の苦情への対応は、別表3のとおり「苦情相談員・苦情処理機関」を設け、別紙4「苦情対応要領」により行うものとする。

2 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

(検察官調査表)

第16条 検察官の人事評価は、検察官調査表により行い、その作成等については、別に定める。

2 検察官調査表は、人事評価の基準、方法等に関する政令第21条に規定する人事評価記録書とする。

(細則)

第17条 この規則の施行に際し必要な事項は、事務次官が定める。

附 則

1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

2 昭和61年1月31日付け法務省人服訓第210号大臣訓令「法務省職員勤務評定実施規程」は、廃止する。

3 この訓令の施行前の評定期間に係る勤務評定については、なお従前の例による。

別表 1

1 法務省本省

(1) 内部部局

ア 事務次官

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------|-----|------|------|
| 事務次官 | 大臣 | 実施せず | 大臣 |

イ 大臣官房（ウからオまでに掲げるものを除く。）

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--|------|------|------|
| 参事官（局担当を除く。） | 課長 | 官房長 | 事務次官 |
| 審議官（局担当） | 局長 | 事務次官 | 大臣 |
| 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官（局担当を除く。） | 官房長 | 事務次官 | |
| 官房長 | 事務次官 | 大臣 | |

ウ 大臣官房各課

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--|--|------|------|
| 係員 主任 係長 専門職（係長相当職に限る。） 技術専門職（施設設計官） | 室長補佐 課長補佐 室長 専門職（係長相当職を除く。） 技術専門職（施設企画官） | 課長 | 官房長 |
| 専門職（係長相当職を除く。） 技術専門職（施設企画官） 室長補佐 課長補佐 調整官 施設整備技術研究官 | 調査官 管理官 室長 | 課長 | |
| 調査官 管理官 室長 | 課長 | 官房長 | |
| 課長 | 官房長 | 事務次官 | 事務次官 |

エ 大臣官房厚生管理官

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------------|--------------|------|------|
| 係員 主任 係長 | 管理官補佐 専門職 | 管理官 | 官房長 |
| 専門職 管理官補佐 | 管理官 | 官房長 | |
| 管理官 | 官房長 | 事務次官 | 事務次官 |

オ 大臣官房司法法制部

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------------------------------|------------------|------|------|
| 係員 主任 係長 | 課長補佐 | 課長 | 官房長 |
| 債権回収検査官 | 統括債権回収検査官 専門職 | 課長 | |
| 翻訳職 専門職 課長補佐 調整官 調査官 | 課長 | 部長 | |
| 参事官 課長 | 部長 | 官房長 | 事務次官 |
| 部長 | 官房長 | 事務次官 | 大臣 |

カ 各局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------------|------------------|----------------|------|
| 係員 主任 係長 専門職 | 企画官補佐 | 情報官 | 局長 |
| | 室長補佐 | 課長 | |
| | 情報官補佐 | 情報官 | |
| | 管理官補佐 | 管理官 | |
| | 課長補佐 | 課長 | |
| 翻訳職 専門職 研修指導員 企画官補佐 | 情報官 管理官 課長 | 審議官（局担当） 局長 | |

| | | | |
|--|----------|------|------|
| 室長補佐 情報官補佐 管理官補佐 課長補佐 指導官 調整官 企画官 調査官 分析官 訟務広報官 訟務判例研究官 被収容者処遇研究官 訟務対策官 人権擁護支援官 室長 | | | |
| 情報官 管理官 参事官 課長 | 審議官（局担当） | 局長 | 事務次官 |
| | 局長 | 事務次官 | |
| 局長 | 事務次官 | 大臣 | 大臣 |

(2) 地方支分部局
ア 法務局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|---|--------------------|------|
| 係員 主任 登記専門職 供託専門職 登記調査官 戸籍国籍相談官 係長 訟務官 監査専門官 登記相談官 登記官 表示登記専門官 | 課長補佐 | 課長 | 法務局長 |
| | 課長 登記情報システム 管理官 電子認証管理官 上席訟務官（上席 訟務官が複数配置 の訟務部門にあっ ては、その部門の 事務を総括する者 に限る。） 訟務管理官 民事行政調査官 統括監査専門官 復興事業対策官 | 総務管理官 部次長 部長 | |
| | 次席登記官 統括登記官 総括表示登記専門官 | 首席登記官 | |
| 総務登記官 総括表示登記専門官 統括登記官 次席登記官 合同庁舎管理官 遺言書保管官 課長補佐 | 課長 首席登記官 | 総務管理官 部次長 部長 | |

| | | | |
|---|-------|------|------|
| 課長 統括監査専門官 | 総務管理官 | 法務局長 | |
| | 部次長 | 部長 | |
| | 部長 | 法務局長 | |
| | 法務局長 | 実施せず | |
| 人権擁護専門官 登記情報システム 管理官 電子認証管理官 訟務支援専門官 上席訟務官 訟務管理官 民事行政調査官 首席登記官 復興事業対策官 | 部次長 | 部長 | |
| | 部長 | 法務局長 | |
| 総務管理官 | 法務局長 | 実施せず | |
| 部次長 | 部長 | 法務局長 | |
| 部長 | 法務局長 | 民事局長 | 民事局長 |
| 法務局長 | 民事局長 | 事務次官 | 事務次官 |

イ 法務局支局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|-------------|--------------------|------|
| 係員 主任 登記専門職 供託専門職 登記調査官 係長 民事専門官 訟務官 | 統括登記官 課長 | 支局長 | 法務局長 |
| | 支局長 | 部長 部次長 総務管理官 | |
| 登記相談官 登記官 総務登記官 表示登記専門官 遺言書保管官 | 統括登記官 課長 | 支局長 | 法務局長 |
| | 支局長 | 部長 部次長 総務管理官 | |
| 支局長補佐 統括登記官 課長 | 支局長 | 部長 総務管理官 | 法務局長 |
| 支局長 | 部長 総務管理官 | 法務局長 | 法務局長 |

ウ 法務局及び法務局支局の出張所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|-----------------|-------------------------------------|------|
| 係員 登記専門職 供託専門職 登記調査官 登記相談官 登記官（出張所長を除く。） 総務登記官 表示登記専門官 遺言書保管官 | 出張所長 統括登記官 | 支局長 部長 部次長 総務管理官 | 法務局長 |
| | 統括登記官（出張所長を除く。） | 出張所長（統括登記官（出張所長を除く。）が配置されている場合に限る。） | |
| 出張所長 | 支局長 | 部長 総務管理官 | |
| | 部長 総務管理官 | 法務局長 | |
| | 部次長 | 部長 | |
| 統括登記官（出張所長を除く。） | 出張所長 | 部長 部次長 総務管理官 支局長 | |

エ 地方法務局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|---|-------|--------|
| 係員 主任 登記専門職 供託専門職 登記調査官 戸籍国籍相談官 係長 訟務官 監査専門官 登記相談官 登記官 表示登記専門官 | 課長補佐 | 課長 | 地方法務局長 |
| | 課長 登記情報システム管理官 上席訟務官（上席訟務官が複数配置の訟務部門にあつては、その部門の事務を総括する者に限る。） 復興事業対策官 | 次長 | |
| | 次席登記官 統括登記官 総括表示登記専門官 | 首席登記官 | |
| 総務登記官 総括表示登記専門官 統括登記官 次席登記官 遺言書保管官 課長補佐 | 課長 首席登記官 | 次長 | |

| | | | |
|---|--------|--------|------|
| 人権擁護専門官 登記情報システム 管理官 上席訟務官 首席登記官 復興事業対策官 課長 | 次長 | 地方法務局長 | 法務局長 |
| 次長 | 地方法務局長 | 法務局長 | |
| 地方法務局長 | 法務局長 | 民事局長 | 民事局長 |

オ 地方法務局支局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|-------------|--------|--------|
| 係員 主任 登記専門職 供託専門職 登記調査官 係長 民事専門官 訟務官 | 統括登記官 課長 | 支局長 | 地方法務局長 |
| | 支局長 | 次長 | |
| 登記相談官 登記官 総務登記官 表示登記専門官 遺言書保管官 | 統括登記官 課長 | 支局長 | |
| | 支局長 | 次長 | |
| 支局長補佐 統括登記官 課長 | 支局長 | 次長 | |
| 支局長 | 次長 | 地方法務局長 | 法務局長 |

カ 地方法務局及び地方法務局支局の出張所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|---------------------|---|--------|
| 係員 登記専門職 供託専門職 登記調査官 登記相談官 登記官（出張所長 を除く。） 総務登記官 表示登記専門官 | 出張所長 統括登記官 | 支局長 総務課長 | 地方法務局長 |
| | 統括登記官（出張 所長を除く。） | 出張所長（統括登 記官（出張所長を 除く。）が配置さ れている場合に限 る。） | |
| 統括登記官（出張 所長を除く。） | 出張所長 | 支局長 | |
| | | 次長 | |

| | | | |
|------|-----|--------|--|
| 出張所長 | 支局長 | 次長 | |
| | 次長 | 地方法務局長 | |

キ 矯正管区

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--|--|---------------|------|
| 係員 主任 係長 矯正専門職 管区訟務対策官 | 監査官（首席管区 監査官を除く。） 調整官 調査官 室長 課長 | 首席管区監査官 部長 | 管区長 |
| 監査官（首席管区 監査官を除く。） 調整官 調査官 室長 課長 | 首席管区監査官 部長 | 管区長 | |
| 施設運営評価分析官 首席管区監査官 部長 部次長 | 管区長 | 矯正局長 | 矯正局長 |
| 管区長 | 矯正局長 | 事務次官 | 事務次官 |

ク 地方更生保護委員会

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|---|---------------|------|
| 係員 主任 係長 保護観察官（更生 保護管理官、調整 指導官、指導監査 官、統括審査官及 び首席審査官を除 く。） | 課長補佐 | 課長 | 委員長 |
| | 更生保護管理官 調整指導官 指導監査官 統括審査官 首席審査官 | 事務局次長 事務局長 | |
| 課長補佐 | 課長 | 事務局次長 事務局長 | |
| 更生保護管理官 調整指導官 指導監査官 統括審査官 首席審査官 課長 | 事務局次長 | 事務局長 | |
| | 事務局長 | 委員長 | |
| 事務局次長 | 事務局長 | 委員長 | 保護局長 |

| | | | |
|------------|------|------|------|
| 事務局長 委員 | 委員長 | 保護局長 | |
| 委員長 | 保護局長 | 事務次官 | 事務次官 |

ケ 地方更生保護委員会分室

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------------------|------|------|------|
| 係員 保護観察官（分室長を除く。） | 分室長 | 事務局長 | 委員長 |
| 分室長 | 事務局長 | 委員長 | |

コ 保護観察所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|--|----------|------|
| 係員 主任 係長 保護観察官（統括保護観察官、社会復帰対策官、首席保護観察官、民間活動支援専門官、課長、次長及び所長を除く。） 社会復帰調整官（統括社会復帰調整官及び首席社会復帰調整官を除く。） | 課長補佐 | 課長 | 所長 |
| | 統括保護観察官 社会復帰対策官 首席保護観察官 課長 民間活動支援専門官 統括社会復帰調整官 首席社会復帰調整官 | 次長 所長 | |
| 課長補佐 | 課長 | 次長 所長 | |
| 統括保護観察官 社会復帰対策官 首席保護観察官 課長 民間活動支援専門官 統括社会復帰調整官 首席社会復帰調整官 | 次長 | 所長 | 委員長 |
| | 所長 | 委員長 | |
| 次長 | 所長 | 委員長 | |
| 所長 | 委員長 | 保護局長 | 保護局長 |

カ 保護観察所支部

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------|-----|-----|------|
| | | | |

| | | | |
|---|---------|----------|-----|
| 係員 保護観察官（統括 保護観察官及び支 部長を除く。） 社会復帰調整官 （統括社会復帰調 整官を除く。） | 統括保護観察官 | 支部長 | 所長 |
| | 支部長 | 次長 所長 | |
| 統括保護観察官 統括社会復帰調整官 | 支部長 | 所長 | 委員長 |
| 支部長 | 次長 | 所長 | |
| | 所長 | 委員長 | |

(3) 施設等機関

ア 法務総合研究所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------------------------------|------------|----------|------|
| 係員 主任 係長 | 課長補佐 課長 | 課長 部長 | 所長 |
| 専門官 | 統括専門官 | 首席専門官 | |
| 課長補佐 | 課長 | 部長 | |
| 統括専門官 | 首席専門官 | 部長 | |
| 課長 首席専門官 教官 研究官補 研究官 | 部長 | 所長 | |
| 部長 | 所長 | 事務次官 | 事務次官 |
| 所長 | 事務次官 | 大臣 | 大臣 |

イ 矯正研修所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------------------------------|------------------------|------------------|------|
| 係員 主任 係長 課長補佐 効果検証官補 | 課長 効果検証官 | 副所長 効果検証センター長 | 所長 |
| 課長 教官 統括効果検証官 効果検証官 | 副所長 部長 効果検証センター長 | 所長 | |

| | | | |
|---|------|------|------|
| 部長 効果検証センター長 矯正研修改革推進官 矯正研修分析官 | 副所長 | 所長 | |
| 副所長 | 所長 | 矯正局長 | 事務次官 |
| 所長 | 矯正局長 | 事務次官 | |

ウ 矯正研修所支所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------|-----|-----|------|
| 係員 教官 | 教頭 | 支所長 | 所長 |
| 教頭 | 支所長 | 所長 | |

エ 刑務所、少年刑務所及び拘置所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|
| 係員 専門職 矯正処遇官 係長 専門官 | 課長補佐 | 課長 | 所長 |
| | 統括矯正処遇官 | 矯正処遇調整官 次席矯正処遇官 首席矯正処遇官 | |
| | 課長 | 部長 次長 | |
| 課長補佐 | 課長 | 部長 次長 | 管区長 |
| 統括矯正処遇官 | 矯正処遇調整官 次席矯正処遇官 首席矯正処遇官 | 所長 | |
| 次席矯正処遇官 | 首席矯正処遇官 | 所長 | |
| 医長 課長 | 部長 次長 | 所長 | |
| | 所長 | 管区長 | |
| 矯正処遇調整官 首席矯正処遇官 | 室長 部長 次長 | 所長 | |
| 調査官 更生支援企画官 室長 部長 次長 | 所長 | 管区長 | |

| | | | |
|----|-----|------|------|
| 所長 | 管区長 | 矯正局長 | 矯正局長 |
|----|-----|------|------|

オ 刑務支所及び拘置支所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|------|
| 係員 専門職 矯正処遇官 係長 専門官 | 課長 | 支所次長 支所長 | 所長 |
| | 統括矯正処遇官 | 矯正処遇調整官 首席矯正処遇官 支所次長 支所長 | |
| | 支所長 | 所長 | |
| 統括矯正処遇官 課長 | 矯正処遇調整官 首席矯正処遇官 支所次長 | 支所長 | 管区長 |
| | 支所長 | 所長 | |
| 矯正処遇調整官 首席矯正処遇官 | 支所次長 | 支所長 | |
| 支所次長 | 支所長 | 所長 | |
| 支所長 | 所長 | 管区長 | |

カ 少年院

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------|----------|----------|------|
| 係員 専門職 係長 専門官 | 課長補佐 | 課長 | 院長 |
| | 統括専門官 | 首席専門官 | |
| | 課長 | 次長 | |
| 課長補佐 | 課長 | 次長 部長 | |
| 統括専門官 | 首席専門官 | 院長 | 管区長 |
| 課長 教育調査官 首席専門官 | 次長 部長 | 院長 | |
| 次長 部長 | 院長 | 管区長 | |
| 院長 | 管区長 | 矯正局長 | |

キ 少年院分院

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|-----------|-------|--------------|------|
| 係員 専門官 | 統括専門官 | 首席専門官 分院長 | 院長 |
| 統括専門官 | 首席専門官 | 分院長 | 管区長 |
| 首席専門官 | 分院長 | 院長 | |
| 分院長 | 院長 | 管区長 | |

ク 少年鑑別所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|-----------------------------------|-----------------|----------------------|------|
| 係員 専門職 係長 専門官 | 課長補佐 | 課長 | 所長 |
| | 統括専門官 | 次席専門官 首席専門官 所長 | |
| | 課長 地域非行防止調整官 | 次長 所長 | |
| 課長補佐 地域非行防止調整官補 | 課長 地域非行防止調整官 | 次長 所長 | 管区長 |
| 統括専門官 | 次席専門官 首席専門官 | 所長 | |
| | 所長 | 管区長 | |
| 次席専門官 | 首席専門官 | 所長 | |
| 課長 首席専門官 地域非行防止調整官 鑑別調査官 | 次長 | 所長 | |
| | 所長 | 管区長 | |
| 次長 | 所長 | 管区長 | |
| 所長 | 管区長 | 矯正局長 | |

ケ 少年鑑別所分所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------|-------|--------------|------|
| 係員 専門職 係長 専門官 | 統括専門官 | 首席専門官 分所長 | 所長 |
| | 課長 | 分所長 | |
| 統括専門官 | 首席専門官 | 分所長 | 管区長 |
| | 分所長 | 所長 | |

| | | | |
|-------------|-----|-----|--|
| 課長 首席専門官 | 分所長 | 所長 | |
| 分所長 | 所長 | 管区長 | |

(4) 特別の機関
ア 最高検察庁

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---------------------|----------|--------------------|------|
| 係員 主任 係長 | 室長補佐 | 室長 | 検事総長 |
| | 課長補佐 | 課長 | |
| 専門職 室長補佐 課長補佐 | 室長 課長 | 事務局長 部長 次長検事 | |
| | 室長 課長 | 事務局長 部長 | |
| | | 次長検事 | |
| 秘書官 事務局長 | 次長検事 | 検事総長 | |

イ 高等検察庁

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 | |
|-------------------------|-------------|-------------|------|------------|
| 係員 主任 係長 監査専門官 | 課長 検察監査官 | 事務局長 部長 | 検事長 | |
| | | 課長 | | 事務局長 部長 |
| | | 課長 検察監査官 | | 次席検事 |
| 事務局次長 事務局長 | 次席検事 | 検事長 | 検事総長 | |

ウ 高等検察庁支部

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------|-----|------|------|
| 係員 係長 | 課長 | 支部長 | 検事長 |
| 課長 | 支部長 | 次席検事 | |

エ 地方検察庁

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|---|--------------------------------|--------------------------------------|------|
| 係員 主任 係長 検務専門官 主任捜査官 | 課長 検察広報官 統括検務官 統括捜査官 | 事務局長 部長 次席検事 検務監理官 首席捜査官 | 検事正 |
| | 検務監理官 | 部長 次席検事 | |
| 専門職 課長補佐 | 課長 | 事務局長 部長 | |
| 課長 検察広報官 統括検務官 情報解析官 統括捜査官 | 事務局長 部長 情報解析監理官 首席捜査官 | 次席検事 | |
| | 検務監理官 | 部長 次席検事 | |
| | 次席検事 | 検事正 | |
| 事務局次長 事務局長 検務監理官 情報解析監理官 次席捜査官 首席捜査官 | 次席検事 | 検事正 | 検事長 |

オ 地方検察庁支部

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--|-------------------------------|------|------|
| 係員 係長 検務専門官 主任捜査官 | 課長 検察広報官 統括検務官 統括捜査官 | 支部長 | 検事正 |
| | 支部長 | 次席検事 | |
| 課長 検察広報官 統括検務官 統括捜査官 首席捜査官 | 支部長 | 次席検事 | |

カ 区検察庁

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------|-----|-----|------|
| | | | |

| | | | |
|----------------------------|----------------------|-------------|-----|
| 係員 係長 検務専門官 主任捜査官 | 課長 統括検務官 統括捜査官 | 上席検察官 部長 | 検事正 |
| | 上席検察官 | 次席検事 | |
| 課長 統括検務官 統括捜査官 | 上席検察官 | 次席検事 | |
| | 部長 | 上席検察官 | |

2 出入国在留管理庁

(1) 内部部局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------------------|------------------------|-----------|----------------------------|
| 係員 主任 係長 | 室長補佐 | 課長 | 次長（総務課及び 政策課に限る。） 部長 |
| | 分析官補佐 | 分析官 | |
| | 課長補佐 | 課長 | |
| 専門職 教官 室長補佐 分析官補佐 課長補佐 | 室長 分析官 参事官 課長 | 審議官 部長 | 次長 |
| 企画官 調整官 室長 | 課長 | | |
| 分析官 参事官 課長 | 審議官 部長 | 次長 | 長官 |
| 審議官 公文書監理官 部長 | 次長 | 長官 | 大臣 |
| 次長 | 長官 | 大臣 | |
| 長官 | 大臣 | 実施せず | |

(2) 地方支分部局

ア 地方出入国在留管理局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------------|------------------|------------------|------|
| 係員 係長 入国審査官 入国警備専門官 | 課長補佐 | 課長 | 局長 |
| | 統括審査官 統括入国警備官 | 首席審査官 首席入国警備官 | |
| | 室長 | 監理官 | |

| | | | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|----|
| | | 次長 | |
| 涉外調整官 課長補佐 | 課長 | 監理官 次長 | |
| 統括審査官 統括入国警備官 審査指導官 警備指導官 | 首席審査官 首席入国警備官 | 審査監理官 警備監理官 監理官 | |
| 室長 首席審査官 首席入国警備官 課長 | 審査監理官 警備監理官 監理官 次長 | 局長 | |
| 審査監理官 警備監理官 | 次長 | 局長 | |
| 監理官 次長 | 局長 | 本庁次長 | 長官 |
| 局長 | 本庁次長 | 長官 | |

イ 地方出入国在留管理局支局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------|
| 係員 係長 入国審査官 入国警備専門官 | 課長補佐 | 課長 | 局長 |
| | 統括審査官 統括入国警備官 | 首席審査官 首席入国警備官 | |
| | 室長 | 支局監理官 支局次長 | |
| 涉外調整官 課長補佐 | 課長 | 支局監理官 支局次長 | |
| 統括審査官 統括入国警備官 審査指導官 警備指導官 | 首席審査官 首席入国警備官 | 支局審査監理官 支局監理官 支局次長 | |
| 室長 首席審査官 首席入国警備官 課長 | 支局審査監理官 支局監理官 支局次長 | 支局長 | |
| 支局審査監理官 | 支局次長 | 支局長 | |
| 支局監理官 支局次長 | 支局長 | 局長 | |
| 支局長 | 局長 | 本庁次長 | 長官 |

ウ 地方出入国在留管理局出張所及び地方出入国在留管理局支局の出張所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------------------------|------------------|-------------------------------------|------|
| 係員 入国審査官 入国警備専門官 | 統括審査官 統括入国警備官 | 首席審査官 出張所長（首席審査官） | 局長 |
| | 出張所長（統括審査官） | 監理官 支局次長 審査監理官 警備監理官 次長 | |
| 統括審査官 統括入国警備官 | 首席審査官 | 出張所長（監理官） | |
| | 出張所長（首席審査官） | 監理官 支局次長 審査監理官 警備監理官 次長 | |
| 首席審査官 | 出張所長（監理官） | 支局長 局長 | |
| 支局出張所長（監理官を除く。） | 支局監理官 | 支局長 | |
| 本局出張所長（監理官を除く。） | 監理官 次長 | 局長 | |
| 支局出張所長（監理官） | 支局監理官 | 支局長 | |
| 本局出張所長（監理官） | 監理官 | 局長 | |

(3) 施設等機関（入国者収容所）

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|-----------------------------------|---------------|---------|------|
| 係員 係長 入国警備専門官 | 課長補佐 | 課長 | 所長 |
| | 統括入国警備官 | 首席入国警備官 | |
| | 室長 | 次長 | |
| 統括入国警備官 警備指導官 課長補佐 渉外調整官 | 首席入国警備官 課長 | 次長 | |
| 室長 首席入国警備官 課長 | 次長 | 所長 | |

| | | | |
|----|------|------|----|
| 次長 | 所長 | 本庁次長 | 長官 |
| 所長 | 本庁次長 | 長官 | |

3 公安審査委員会

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|----------|------|------|------|
| 係員 主任 | 専門職 | 事務局長 | 委員長 |
| 専門職 | 事務局長 | 委員長 | |
| 事務局長 | 委員長 | 実施せず | |

4 公安調査庁

(1) 内部部局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--|--|--|------|
| 係員 主任 係長 調査官 主任調査官 上席調査官 公安調査専門職(特命) 統括調査官 公安調査専門職 課長補佐 室長補佐 | 上席公安調査専門職(総括課長補佐、統括調査官(総括)が配置されていない場合に限る。) 上席課長補佐(総括課長補佐、統括調査官(総括)が配置されていない場合に限る。) 統括調査官(総括) 総括課長補佐 総括室長補佐 部付 情報システム管理・情報通信技術支援室長 企画調整室長 公文書監理室長 会計監査室長 サイバー特別調査室長 | 渉外広報調整官 国際調査企画官 審理室長 参事官 公文書監理官 公安調査管理官 課長 | 部長 |
| 上席公安調査専門職 上席課長補佐 統括調査官(総括) 総括課長補佐 総括室長補佐 部付 首席監察官 情報システム管理・情報通信技術支援室長 | 渉外広報調整官 国際調査企画官 審理室長 参事官 公文書監理官 公安調査管理官 課長 | 部長 | 次長 |

| | | | |
|--|----|------|----|
| 企画調整室長 公文書監理室長 会計監査室長 サイバー特別調査室長 | | | |
| 涉外広報調整官 国際調査企画官 国際破壊活動対策室長 審理室長 参事官 公文書監理官 公安調査管理官 課長 | 部長 | 次長 | 長官 |
| 部長 | 次長 | 長官 | 長官 |
| 次長 | 長官 | 実施せず | 長官 |
| 長官 | 大臣 | 実施せず | 大臣 |

(2) 地方支分部局
ア 公安調査局

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--|--|-----|------|
| 係員 主任 係長 調査官 主任調査官 上席調査官 統括調査官 調査指導専門官 総務専門官 | 統括調査官(室長) 首席調査官 職員管理官 総務管理官 特別調査室長 | 部長 | 局長 |
| 統括調査官(室長) 特別調査室長 | 部長 | 局長 | 局長 |
| 首席調査官 職員管理官 総務管理官 | 部長 | 局長 | 次長 |
| 部長 部次長 | 局長 | 次長 | 長官 |
| 局長 | 次長 | 長官 | 長官 |

イ 公安調査事務所

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|--------------------------|--------------------|-----|------|
| 係員 主任 調査官 主任調査官 | 統括調査官(室長) 首席調査官 | 所長 | 局長 |

| | | | |
|---------------------------|----|----|----|
| 上席調査官 統括調査官 調査指導専門官 | | | |
| 統括調査官(室長) 首席調査官 | 所長 | 局長 | 局長 |
| 所長 | 局長 | 次長 | 長官 |

(3) 施設等機関

| 被評価者 | 評価者 | 調整者 | 実施権者 |
|------|-----|-----|------|
| 研修所員 | 教頭 | 所長 | 所長 |
| 教頭 | 所長 | 次長 | 次長 |
| 所長 | 次長 | 長官 | 長官 |

- (注) 1 被評価者欄のいずれの区分に属するかが明らかでない職員については、当該職員の職務と責任の度及び他の職員との均衡を考慮し、実施権者がその区分を定めるものとする。
- 2 評価者欄又は調整者欄に二以上の官職を掲げてあるのは、被評価者との監督関係に応じ、当該官職を占める職員の内いずれかを評価者又は調整者に指定すべき旨を定めたものである。

別表 2

1 法務省本省

(1) 内部部局

ア 事務次官

イ 大臣官房

官房長、司法法制部長、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官

ウ 各局

局長

(2) 地方支分部局

ア 法務局

法務局長

イ 矯正管区

矯正管区長

ウ 地方更生保護委員会

地方更生保護委員会委員長

(3) 施設等機関

ア 法務総合研究所

法務総合研究所長

イ 矯正研修所

矯正研修所長

(4) 特別の機関

ア 最高検察庁

最高検察庁事務局長

イ 高等検察庁

高等検察庁事務局長

2 出入国在留管理庁

(1) 内部部局

ア 長官

イ 次長

ウ 部長

エ 審議官

(2) 地方分部局

地方出入国在留管理局長

(3) 施設等機関

入国者収容所長

3 公安調査庁

(1) 内部部局

ア 長官

イ 次長

ウ 各部

部長

(2) 地方支分部局

公安調査局長

(3) 施設等機関

公安調査庁研修所長

別表 3

苦情相談員・苦情処理機関

1 苦情相談員一覧

(1) 法務省本省

| 部局等 | | 相談員 | 職員の所属 |
|--------|-----------|--|--|
| 内部部局 | 大臣官房 | 大臣官房人事課長、同課服務担当補佐官又は法務専門官及び同課服務係長 | 大臣官房政策立案総括審議官 公文書監理官 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房審議官 大臣官房参事官 |
| | 大臣官房各課 | 大臣官房各課長、同各課人事担当補佐官及び同各課人事担当係長 | 大臣官房各課 |
| | 大臣官房厚生管理官 | 大臣官房厚生管理官、同管理官付人事担当補佐官及び同管理官付庶務係長 | 大臣官房厚生管理官 |
| | 大臣官房司法法制部 | 大臣官房司法法制部司法法制課長、同課人事担当補佐官及び同課庶務係長 | 大臣官房司法法制部 |
| | 各局 | 各局人事担当課長、同課人事担当補佐官及び同課人事担当係長 | 各局 |
| 地方支分部局 | 法務局 | 法務局総務部職員課長、同課長補佐及び同課人事係長並びに法務局職員課長、同課長補佐及び同課人事係長 | 法務局及びその支局並びにこれらの出張所 |
| | 地方法務局 | 地方法務局総務課長、同課長補佐及び同課人事係長 | 地方法務局及びその支局並びにこれら出張所 |
| | 矯正管区 | 矯正管区職員課長及び同課矯正専門職並びに同課職員係長 | 矯正管区 矯正研修所支所 |

| | | | |
|-------|----------------|---|-------------------------|
| | 地方更生保護委員会 | 地方更生保護委員会事務局総務課長、同課長補佐及び同課庶務係長 | 地方更生保護委員会及びその分室 |
| | 保護観察所 | 保護観察所長（企画調整課庶務係長が置かれている場合を除く。）、保護観察所企画調整課長、同課長補佐及び同課庶務係長 | 保護観察所及びその支部 |
| 施設等機関 | 法務総合研究所 | 法務総合研究所総務企画部総務課長、同課長補佐及び同課庶務係長 | 法務総合研究所 |
| | 矯正研修所 | 矯正研修所総務課長、同課長補佐及び同課庶務係長 | 矯正研修所 |
| | 刑務所、少年刑務所及び拘置所 | 刑務所、少年刑務所及び拘置所庶務課長、同課長補佐並びに同課人事係長及び庶務係長（人事係長が置かれている庁を除く。） | 刑務所、少年刑務所及び拘置所並びにそれらの支所 |
| | 少年院 | 少年院庶務課長、同課長補佐及び同課庶務係長 | 少年院及びその分院 |
| | 少年鑑別所 | 少年鑑別所庶務課長、同課長補佐及び同課庶務係長 | 少年鑑別所及びその分所 |
| 特別の機関 | 最高検察庁 | 最高検察庁事務局総務課長、同課長補佐及び同課人事係長 | 最高検察庁 |
| | 高等検察庁 | 高等検察庁事務局人事課長、同課長補佐及び同課人事係長 | 高等検察庁及びその支部 |
| | 地方検察庁 | 地方検察庁事務局人事担当課長、同課長補佐及び同課人事担当係長 | 地方検察庁及びその支部 区検察庁 |

(2) 出入国在留管理庁

| 部局等 | | 相談員 | 職員の所属 |
|--------|------------|--|----------------------------|
| 内部部局 | 総務課 | 総務課長、同課人事担当補佐官、同課人事担当専門官及び同課人材育成係長 | 出入国在留管理庁本庁 |
| 地方支分部局 | 地方出入国在留管理局 | 地方出入国在留管理局職員課長、同課長補佐及び同課人事第一係長並びに同局総務課長（東京及び大阪を除く。）、同課長補佐（東京及び大阪を除く。）並びに同課人事係長及び同課総務係長（仙台及び高松に限る。） | 地方出入国在留管理局及びその支局並びにこれらの出張所 |
| 施設等機関 | 入国者収容所 | 入国者収容所総務課長、同課長補佐及び同課人事係長 | 入国者収容所 |

(3) 公安審査委員会

| 部局等 | | 相談員 | 職員の所属 |
|------|-----|------------------|-------|
| 内部部局 | 事務局 | 事務局長及び事務局人事担当専門職 | 事務局 |

(4) 公安調査庁

| 部局等 | | 相談員 | 職員の所属 |
|--------|-------|--|-------------------|
| 内部部局 | 総務部 | 総務部人事課長、同課首席監察官、同課専門職及び同課人事第一係上席調査官 | 公安調査庁本庁及び公安調査庁研修所 |
| 地方支分部局 | 公安調査局 | 公安調査局総務部職員管理官、同部人事担当総務専門官及び同部人事担当上席調査官並びに同担当係長 | 公安調査局及び公安調査事務所 |

2 苦情処理窓口一覧

(1) 法務省本省

| 部局等 | | 窓口 | 職員の所属 |
|--------|-----------|-----------------------------|--|
| 内部部局 | 大臣官房 | 大臣官房人事課服務係 | 大臣官房政策立案総括審議官 公文書監理官 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房審議官 大臣官房参事官 |
| | 大臣官房各課 | 大臣官房各課人事担当係 | 大臣官房各課 |
| | 大臣官房厚生管理官 | 大臣官房厚生管理官付庶務係 | 大臣官房厚生管理官 |
| | 大臣官房司法法制部 | 大臣官房司法法制部司法法制課庶務係 | 大臣官房司法法制部 |
| | 各局 | 各局人事担当課人事担当係 | 各局 |
| 地方支分部局 | 法務局 | 法務局総務部職員課人事係並びに法務局職員課人事係 | 法務局及びその支局並びにこれらの出張所 |
| | 地方法務局 | 地方法務局総務課人事係 | 地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所 |
| | 矯正管区 | 矯正管区総務企画部職員課職員係及び同課（関東を除く。） | 矯正管区 矯正研修所支所 |
| | 地方更生保護 | 地方更生保護委員会事務局総務課 | 地方更生保護委員 |

| | | | |
|-------|----------------|--|-------------------------|
| | 委員会 | 庶務係 | 会及びその分室 |
| | 保護観察所 | 保護観察所企画調整課庶務係 | 保護観察所及びその支部 |
| 施設等機関 | 法務総合研究所 | 法務総合研究所総務企画部総務課庶務係 | 法務総合研究所 |
| | 矯正研修所 | 矯正研修所総務課庶務係 | 矯正研修所 |
| | 刑務所、少年刑務所及び拘置所 | 刑務所、少年刑務所及び拘置所庶務課人事係及び庶務係（人事係が置かれている庁を除く。） | 刑務所、少年刑務所及び拘置所並びにそれらの支所 |
| | 少年院 | 少年院庶務課庶務係 | 少年院及びその分院 |
| | 少年鑑別所 | 少年鑑別所庶務課庶務係 | 少年鑑別所及びその分所 |
| 特別の機関 | 最高検察庁 | 最高検察庁事務局総務課人事係 | 最高検察庁 |
| | 高等検察庁 | 高等検察庁事務局人事課人事第一係 | 高等検察庁及びその支部 |
| | 地方検察庁 | 地方検察庁事務局人事担当課人事担当係 | 地方検察庁及びその支部 区検察庁 |

(2) 出入国在留管理庁

| 部局等 | | 窓口 | 職員の所属 |
|------|-----|----------|------------|
| 内部部局 | 総務課 | 総務課人材育成係 | 出入国在留管理庁本庁 |
| | | | |

| | | | |
|--------|------------|--|----------------------------|
| 地方支分部局 | 地方出入国在留管理局 | 地方出入国在留管理局職員課人事第一係並びに同局総務課人事係及び同課総務係（仙台及び高松に限る。） | 地方出入国在留管理局及びその支局並びにそれらの出張所 |
| 施設等機関 | 入国者収容所 | 入国者収容所総務課人事係 | 入国者収容所 |

(3) 公安審査委員会

| 部局等 | | 窓口 | 職員の所属 |
|------|-----|-----|-------|
| 内部部局 | 事務局 | 事務局 | 事務局 |

(4) 公安調査庁

| 部局等 | | 窓口 | 職員の所属 |
|--------|-------|--------------|-------------------|
| 内部部局 | 総務部 | 総務部人事課人事第一係 | 公安調査庁本庁及び公安調査庁研修所 |
| 地方支分部局 | 公安調査局 | 公安調査局総務部人事担当 | 公安調査局及び公安調査事務所 |

3 審理機関一覧

(1) 法務省本省

| 部局等 | | 審理機関 | 委員等（事務局） | 職員の所属 |
|------|------|-------------|--|--|
| 内部部局 | 大臣官房 | 法務本省苦情処理委員会 | 大臣官房人事課長、同課付及び同課企画調査官並びに同課長の指名する者（同課服務係） | 本省局部課 矯正研修所長 法務局長 矯正管区長 地方更生保護委員会委員長 |

| | | | | |
|--------|-----------|------------------|--|--|
| 地方支分部局 | 法務局 | 法務局苦情処理委員会 | 法務局長、同局総務部長及び同局総務管理官並びに同局長の指名する者（同局総務部職員課人事係及び同局職員課人事係） | 法務局（同局長を除く。） 地方法務局 |
| | 矯正管区 | 矯正管区苦情処理委員会 | 矯正管区長、同管区総務企画部長及び同管区総務企画部次長（関東及び近畿に限る。）並びに同管区長が指名する者（同管区総務企画部職員課職員係及び同課（関東を除く。）） | 矯正管区（同管区長を除く。） 矯正研修所支所（同支所教頭を除く。） 刑務所、少年刑務所及び拘置所 少年院 少年鑑別所 |
| | 地方更生保護委員会 | 地方更生保護委員会苦情処理委員会 | 地方更生保護委員会委員長及び同委員会事務局長並びに同委員会委員長の指名する者（同委員会事務局総務課庶務係） | 地方更生保護委員会（同委員会委員長を除く。） 保護観察所 |
| 施設等機関 | 法務総合研究所 | 法務総合研究所苦情処理委員会 | 法務総合研究所長及び同研究所総務企画部長並びに同研究所長の指名する者（同研究所総務企画部総務課庶務係） | 法務総合研究所 |
| | 矯正研修所 | 矯正研修所苦情処理委員会 | 矯正研修所長、同研修所副所長及び同研修所総務課長並びに同研修所長の指名する者（同研修所総務課庶務係） | 矯正研修所（同所長を除く。） 矯正研修所支所 教頭 |
| 特別の機関 | 最高検察庁 | 最高検察庁苦情処理委員会 | 最高検察庁事務局長及び同事務局総務課長並びに | 最高検察庁 |

| | | | | |
|--|-------|--------------|--|------------------------------------|
| | | | 同事務局長の指名する者 (同事務局総務課人事係) | |
| | 高等検察庁 | 高等検察庁苦情処理委員会 | 高等検察庁事務局長、同事務局次長及び同事務局人事課長並びに同事務局長の指名する者(同事務局人事課人事第一係) | 高等検察庁及びその支部 地方検察庁及びその支部 区検察庁 |

(2) 出入国在留管理庁

| 部局等 | | 審理機関 | 委員等(事務局) | 職員の所属 |
|----------|------------|-------------------|--|-------------------------------------|
| 出入国在留管理庁 | 総務課 | 出入国在留管理庁苦情処理委員会 | 出入国在留管理庁次長、総務課長及び同課総括補佐官並びに同課長の指名する者 | 出入国在留管理庁本庁、地方出入国在留管理局長、入国者収容所長 |
| 地方支分部局 | 地方出入国在留管理局 | 地方出入国在留管理局苦情処理委員会 | 地方出入国在留管理局長、同局次長、同局監理官(札幌、仙台、広島及び高松に限る。)、同局職員課長及び同局総務課長(東京を除く。)並びに同局長の指名する者(同局職員課人事第一係並びに同局総務課人事係及び同課総務係(仙台、広島及び高松に限る。)) | 地方出入国在留管理局(同局長を除く。)及びその支局並びにそれらの出張所 |
| 施設等機関 | 入国者収容所 | 入国者収容所苦情処理委員会 | 入国者収容所長、同収容所次長及び同収容所総務課長並びに同収容所長の指名する者(同収容所総務課人事係及び総務係) | 入国者収容所(同所長を除く。) |

| | | | | |
|--|--|--|--------------------|--|
| | | | (人事係が置かれている庁を除く。)) | |
|--|--|--|--------------------|--|

(3) 公安審査委員会

| 部局等 | | 審理機関 | 委員等（事務局） | 職員の所属 |
|---------|-----|----------------|--|-------|
| 公安審査委員会 | 事務局 | 公安審査委員会苦情処理委員会 | 公安審査委員会事務局長及び同事務局人事担当専門職並びに同事務局長の指名する者（同事務局） | 事務局 |

(4) 公安調査庁

| 部局等 | | 審理機関 | 委員等（事務局） | 職員の所属 |
|--------|-------|--------------|---|-------------------------------|
| 公安調査庁 | 総務部 | 公安調査庁苦情処理委員会 | 公安調査庁総務部長、同部人事課長及び同課首席監察官並びに同部長の指名する者（同課人事第一係） | 公安調査庁本庁 公安調査局長 公安調査庁研修所 |
| 地方支分部局 | 公安調査局 | 公安調査局苦情処理委員会 | 公安調査局長、同局総務部長、同部次長及び同部職員管理官並びに同局長の指名する者（同部人事担当） | 公安調査局（同局長を除く。） 公安調査事務所 |

4-1-03 人事評価の運用について（依命通知）

平成26年9月30日法務省人服第252号
人事課長一本省局部課長・所管各庁の
長宛て

改正 令和 2. 3. 31人服150
令和 3. 9. 17人服630
令和 6. 3. 28人服121

標記については、平成21年9月2日付け法務省人服訓第2112号大臣訓令「法務省人事評価実施規則」（以下「規則」という。）及び同日付け法務省人服第2113号事務次官依命通達「人事評価の実施について」によるほか、実施に当たっての留意事項は下記のとおりです。

なお、平成21年9月2日付け法務省人服第2114号当職依命通知「人事評価の運用について」は、本日付けで廃止します。

記

1 人事評価実施の際の手順等

- (1) 人事評価の実施に当たり、実施権者は、規則別表1に基づき、評価者及び調整者を指定するとともに、必要がある場合には、その補助者を自ら指定するか、又は評価者若しくは調整者に指定させるとともに、別添1を参照し、規則別紙1「人事評価記録書」（以下「記録書」という。）及び規則別紙3「人事評価実施要領」別添1「評価項目及び行動、着眼点一覧表」により記録書を確定し、評価者を通じて被評価者に交付すること。
- (2) 補助者を置いた場合は、適宜の方法により部内の職員に対して周知すること。
- (3) 評価者は、(1)により記録書を交付する際などに日程を調整した上で被評価者と期首面談を行い、評価期間の始期からおおむね1月以内に被評価者の業績評価に係る目標を確定させ、速やかに確定した目標その他必要事項を記録書に記入させること。
- (4) 被評価者は、評価期間の終期のおおむね1月前までに自己申告を記入した記録書を評価者に提出すること。
- (5) 評価者は、評価期間中の行動記録等を基に、評価期間の終期のおおむね20日前までに(4)により提出された記録書に所見及び評語を記入し、調整者に提出すること。
- (6) 調整者は、(5)により提出された記録書の調整終了後、調整結果等を記録書に記入し、実施権者に提出すること。
- (7) 評価者は、実施権者の確認を終えた後、できるだけ速やかに期末面談及び評価結果の開示を行うこと。
- (8) 開示された評価結果に対する苦情申立期間終了後、実施権者は自ら任命権を有する者に係る記録書は自ら保管し、その他のものは、おおむね1月以内に任命権者（大臣

任命権に属するものは当職)宛て送付すること。

2 特別評価の取扱い

定期評価における能力評価の評価結果を参考にして特別評価を実施しようとする場合には、定期評価に係る記録書の表題の末尾に「(特別評価)」と追記した上、全体評語欄に特別評価に係る評語を付記するとともに、特別評価に係る評価期間を所見欄下部欄外などの適宜の場所に明記するなどの方法により定期評価に係る記録書を利用して特別評価を実施することができる。

3 法務省内の組織・官署間で異動する場合の評価の引継ぎ等

(1) 引き継ぐべき物

ア 評価者の所見欄(評価項目ごとの部分及び全体評価部分)に必要な事項を記載するとともに、評語を仮記載した記録書。

なお、行動記録等評価の参考となる資料があれば、併せて引き継ぐこと。

イ 被評価者が異動する場合にあっては、当面の活用に必要な直近の業績評価4回及び能力評価2回の人事評価の全体評語を記載した別添2「人事評価結果引継票」。

(2) 評価期間中に評価者が異動する場合

ア 前任の評価者は申し送りをし、後任の評価者が評価を行うこととされていることから、前任の評価者は、前記(1)アの記録書等を後任の評価者に引き継ぐこと。

なお、記録書等は、評価者以外の目に触れないよう、取扱いには十分注意すること。

イ 後任の評価者は、着任後の期間の被評価者の行動を観察し、引き継がれた記録書等を参考に、必要に応じて前任者の意見も聴いて、評価を行うこと。

(3) 評価期間中に被評価者が異動する場合(評価者も共に異動する場合を含む。)

ア 被評価者の異動前の評価者は申し送りをし、異動先の評価者が評価を行うこととされていることから、異動前の評価者は、前記(1)アの記録書等に、秘密保持のための措置を講じた上で、必要に応じ異動前後の人事担当者をそれぞれ経由し、異動先の評価者に送付すること。

異動先の評価者は、異動前の評価者から直接記録書等の引継ぎを受けた場合には、その旨を引継ぎ後速やかに所属庁の人事担当者へ連絡すること(記録書等の提出は不要。)

なお、記録書等は、評価者以外の目に触れないよう、取扱いには十分注意すること。

イ 異動先の評価者は、着任後の期間の被評価者の行動を観察し、アにより送付された記録書等を参考に、必要に応じて異動前の評価者の意見も聴いて、評価を行うこと。

ウ 異動前の組織等における評価期間が比較的短く、前記(1)アの記録書等の引継ぎによらずとも、異動先の組織等において人事評価を適切に行える場合などについては、協議の上、記録書等に代えて適宜の方法により引き継ぐことができる。

エ 前記(1)アの記録書等に、異動先の組織等に対して明らかにすることが相当でな

い情報が含まれている場合については、協議の上、目標欄等の内容をマスキングすることができる。

(4) 標準処理期間

前記(3)アの引継ぎは、被評価者の異動発令日以後1か月以内（以下「標準処理期間」という。）を目途に行うこと。ただし、評価者が不在であるなど、標準処理期間内に記録書等の作成ができないやむを得ない事情がある場合、異動発令日が評価期間前1か月程度以内である場合等においては、引継ぎ時期等について協議することができる。

(5) 前任又は異動前の評価者が作成した記録書等の取扱い

前任又は異動前の評価者が作成した記録書等については、以下の方法を参考に適切に取り扱うものとする。

ア 後任又は異動先の評価者は、記録書の参考資料として添付するとともに、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号）第9条の規定に準じ、保管する。

イ 後任又は異動先の評価者は、所見等を要約し、異動先の組織等における記録書に転記する。

ウ 後任又は異動先の評価者は、当該被評価者に係る苦情申立期間が終了した後、速やかに、自らの責任においてシュレッターを用いるなどにより適宜廃棄すること。

4 併任者の取扱い

(1) 併任職員に対する能力評価については、当該職員の本務の官職に係る評価項目及び行動に照らして行うこととされていること。

(2) 法務省の職員が法務省の他の官職に専ら併任されている場合は、当該併任先の官職を基準として、規則第3条第1項ただし書に基づいて記録書を作成すること。

5 苦情への対応

(1) 苦情処理委員会の委員は、規則別表3のとおりであるが、別途指名する委員の選考に当たっては、組織の意見を広く把握できるよう部内の上級の職員をもって充てること。

また、係属した事案に係る被評価者、評価者及び調整者については、委員に指定しないようにすること。

(2) 苦情相談員及び苦情処理窓口については、適宜の方法により職員に周知すること。

なお、職員が併任者である場合、開示された評価結果に関する相談及び苦情については本務の所属する苦情相談員及び苦情処理窓口に出すことを原則とするが、法務省の職員が法務省の他の官職に専ら併任されている場合は、当該併任先の官職に係る苦情相談員及び苦情処理窓口に出すこととなるので、その旨、指導すること。

また、その他の相談については、本務及び併任先の所属する相談員の両方に申し出ることができるので、留意すること。

(3) 苦情相談及び苦情処理記録の報告について、実施権者は、規則別紙4「苦情対応要

領」別添3「苦情相談の申出・記録シート」及び同別添4「苦情処理の申出・記録シート」を当課宛て提出するに当たっては、それぞれ所管の管区機関及び本省所管局を経由すること。

- (4) 評価者又は被評価者が評価期間中に異動した場合において、被評価者の異動前の職務遂行状況等に係る人事評価の結果について苦情相談及び苦情処理の手続を行う場合、当該被評価者の前任の評価者又は異動元の組織等は、必要に応じて情報提供などの協力をすること。

6 職員に対する周知

職員に対する周知の例は、別添3のとおりであるので参考にされたい。

7 その他

- (1) 記録書等の提出及び保管は、電子データにより行うこととして差し支えないが、その場合には、不測の事態が発生しデータが消去された場合に備え、バックアップデータを保存すること。
- (2) 記録書等の送付及び保管に当たっては、紙媒体で送付する場合は親展扱いとし、電子データにより送付又は保管する場合にはパスワードを設定する等の必要なセキュリティ上の措置を講じておくなど、その取扱いに留意すること。
- (3) 大臣、事務次官及び官房長が評価者、調整者又は実施権者である場合の評価、調整及び確認の手続については、当職で取りまとめて行うので、別途、指定する日までに、記録書を当職宛て提出すること。